

電波利用料の見直しに関する意見募集の提出

平成 25 年 3 月 28 日

組織名及び 代表者氏名	(個人) 鬼木 甫
住 所	〒565 大阪府
連絡先	担当者氏名： 鬼木 甫 電話： F A X： e-mail： oniki@alum.mit.edu

検討課題	ご意見・解決すべき課題
3. その他	<p>【主な検討課題以外の課題】</p> <p>(課題)「公平かつ効率的な電波利用のための利用料制度について」</p> <p>(課題に対する意見)</p> <p>(1) 背景と現状認識</p> <p>電波利用料制度は、当初電波管理費用を賄うために創設されたが、現状では電波諸政策の推進（たとえばテレビのデジタル化）にも支出されており、法律文言を別にすれば電波目的税と区別できない状態にある。電波の公平かつ効率的な利用のためには経済的価値による配分・割当が必要である。</p> <p>一般に「価格」は稀少性と重要性の共通尺度であり、これを欠いた利用では公平性・効率性を担保できない。たとえば経済価値を大幅に下回る現行利用料水準では、電波節約と同節約のための技術開発の双方の誘因が減殺される。また昨年度の「700MHz帯新規割当」は目に見える不公平を生じた例である。巨大な経済価値を持つ電波が実質無償でE社に割当てられて同社の「含み資産」になったが、その後S社がE社との提携・合併を発表してE社株式が約3倍に高騰し、事前にE社株式を取得していた海外資本が電波利用料総額に匹敵する数百億円の利益を得た。もし当初オークションが採用されていたならば、同利益は政府収入の形で国内に留まったはずである。</p> <p>(2) 電波の経済的価値に等しい利用料の導入に向けて</p> <p>電波の公平・効率利用のためには、土地資産が市場価格で売買・賃貸されるのと同じく、電波利用に市場価格を導入する必要がある。第1に新規割当にオークションを導入して正当な代価支払を実現し、オークション割当電波の（同一目的）有償譲渡を自由化する。第2に既存利用者に対し、電波の経済的価値に対応する賃貸料を賦課すべきである。経済的賃貸料を行政判断で定めることは不可能で、市場メカニズムに拠</p>

	<p>らなければならない。第1の方法は新規割当にリースオークションを導入し¹、その結果を既存利用者の賃貸料に適用することである。第2の方法は、既存利用者に対して新たに「利用中電波の供給価格（利用終了時の補償金額）」の表示義務を課し、同供給価格に一定の料率を乗じて賃貸料（利用料）とすることである。この方策は低効率利用電波の再編成（再配分・再割当）にも有効だが、激変緩和のために低い料率から導入する必要がある²。</p> <p>電波の公平かつ効率的な利用のために上記が検討されることを望む。</p> <p>注：(1) 鬼木甫『電波資源のエコノミクス』現代図書、2002年、1部III章。(2) 同「周波数再編成（利用変更・移転）のエコノミクスII—新システム（EMM）による再編成加速の提案（前・後編）」『InfoCom REVIEW』第58・59号、情報通信総合研究所、2012年11月、2013年3月。</p> <p><http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/jpn/publication/201210a.html></p>
<p>その他 （留意事項や情報提供など）</p>	<p>本意見について個人名を公表することは差し支えありませんので付記します。</p>